|  |
| --- |
| **４０１９．積荷目録情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＭＦＲ | 積荷目録情報登録 |

１．業務概要

本船利用船会社単位（共同運航の場合は、各本船利用船会社の自社単位）に積荷目録情報を登録する。

積荷目録提出前のＢ／Ｌ情報または空コンテナ情報の追加も本業務で行う。

なお、本業務は「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われるまで行うことができる。

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

①１Ｂ／Ｌで指定可能なコンテナ番号は最大２００件とする。

②１コンテナで指定可能なＢ／Ｌ番号は最大１００件とする。

③１業務で入力可能なコンテナ番号は最大２００件とする。

④１船舶情報＊１（船会社コードを除く）に対して本業務を行える利用船会社数は、最大２０件とする。

⑤１船舶情報（船会社コードを除く）に対して指定できるコンテナオペレーション会社数は、最大５件とする。

⑥１船舶情報（船会社コードを除く）に対して登録可能なＢ／Ｌ番号及びコンテナ番号は、合計で最大９９９９件とする。

（＊１）船舶情報とは、以下の４項目を指す（以下、同様）。

①船舶コード

②船会社コード

③船卸港コード

④船卸港枝番

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②船舶代理店の場合は、入力された船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）積荷目録管理ＤＢチェック

入力された船舶情報に係る積荷目録管理ＤＢが存在する場合は、当該港の積荷目録情報についてＤＭＦ業務が行われていないこと。

（４）積荷目録情報ＣＹ一括訂正管理ＤＢチェック

入力された船舶情報に対して、「積荷目録情報ＣＹ一括訂正（ＣＭＣ）」業務による内部処理中でないこと。

（５）貨物情報ＤＢチェック

Ｂ／Ｌ番号が入力された場合で、当該Ｂ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢが存在する場合は、以下のチェックを行う。

①予備申告で作成した貨物情報ＤＢであるか、または「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録（ＮＶＣ０１）」業務で作成され、混載親の旨が登録された貨物情報ＤＢであること。

②既に入力された船舶情報（船会社コードを除く）に係る積荷目録情報が登録されていないこと。

③システム外搬入確認された貨物でないこと。

④到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告起動前であること。

（６）コンテナ情報ＤＢチェック

入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報ＤＢが存在する場合は、以下のチェックを行う。

①コンテナに登録可能なＢ／Ｌ件数を超えないこと。

②登録済のコンテナ情報ＤＢの船舶情報と、入力され船舶情報が同一であること。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港の「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務が行われていない場合を除く。

③実入コンテナの旨が入力された場合は、実入コンテナとして登録されていること。

④空コンテナの旨が入力された場合は、空コンテナとして登録されていること。

⑤仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、前港でのＤＭＦ業務が行われていること。

⑥仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われる前に次港に対する登録を行う場合は、登録されている以下の項目が入力された内容と同一であること。

・船積港コード

・空／実入りコンテナ表示

・コンテナサイズコード

・コンテナタイプコード

・コンテナ所有形態コード

⑦輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。

（７）仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢチェック

コンテナ情報ＤＢに仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

①前港の情報が登録されている場合は、前港でのＤＭＦ業務が行われていること。

②輸入空コンテナである旨が登録されている場合は、登録済の船舶情報と、入力された船舶情報が同一であること。

（８）船舶ＤＢチェック

入力された船舶コードに対する「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務または「船舶基本情報等事前登録（ＷＢＸ）」業務が行われていること。

（９）包括保税運送ＤＢチェック

包括保税運送を行う旨の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された包括保税運送承認番号の包括保税運送ＤＢが存在すること。

②本業務入力者と包括保税運送ＤＢに登録されている包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。

③本業務入力年月日が運送承認期間を過ぎていないこと。

④コンテナオペレーション会社コードが「９９９９９」以外の場合は、当該社が管理する保税地域と、包括保税運送承認を受けた発送地が同一であること。

（１０）出港前報告情報ＤＢチェック

「出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け（ＢＬＬ）」業務により変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されている場合は、「ＢＬＬ業務が行われた際に入力された変更前Ｂ／Ｌに登録されている船舶情報（船卸港および船卸港枝番を除く）および船積港」と「入力された船舶情報（船卸港および船卸港枝番を除く）および船積港」が同一であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）仮陸揚届出番号の払出し処理

仮陸揚識別が入力された場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

なお、仮陸揚空コンテナの登録の場合は、１コンテナ毎に仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

（３）積荷目録管理ＤＢ処理

①積荷目録管理ＤＢが存在しない場合は、入力された船舶情報に対する積荷目録管理ＤＢを作成する。

②入力された情報を登録する。

③船舶情報およびＣＹ毎の船卸予定Ｂ／Ｌ件数及び船卸予定空コンテナ件数を加算する。

④船舶情報およびＣＹ毎に包括保税運送承認番号が登録されたＢ／Ｌ件数を加算する。

（４）出港前報告情報不一致判定処理

入力されたＢ／Ｌ番号が以下の条件をすべて満たす場合に判定を行う。

①コンテナ詰貨物である。

②コンテナタイプコードが「ＰＬ」以外のコンテナが入力されている。

③仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

④船積港が国内港でない。

（Ａ）出港前報告未済判定

「出港前報告（ＡＭＲ）」業務または「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務（以下、「ＡＭＲ業務等」という。）により出港前報告が行われていることを判定する。

（Ｂ）出港日時報告未済判定

「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務により出港日時報告が行われていることを判定する。

（５）貨物情報ＤＢ処理

Ｂ／Ｌ番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）共通処理

①貨物情報ＤＢが存在しない場合は、入力されたＢ／Ｌ番号に対する貨物情報ＤＢを作成する。

②入力された貨物情報を登録する。

③到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ、以下の条件をいずれか満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・在来貨物である。

・コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が入力されている。

④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ、以下の条件をすべて満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・輸入貨物である。

（Ｂ）出港前報告情報処理

以下の条件をすべて満たす場合に処理を行う。

①コンテナ詰貨物である。

②コンテナタイプコードが「ＰＬ」以外のコンテナが入力されている。

③仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、最終仕向地コードが国外港でない。

④船積港が国内港でない。

（ａ）出港前報告情報不一致判定処理（出港前報告未済判定、出港日時報告未済判定）の結果を登録する。

（ｂ）ＡＴＤ業務が行われている場合は、出港前報告情報ＤＢに登録されている出港日時（ＡＴＤ業務で入力された日時）を登録する。

（６）コンテナ情報ＤＢ処理

コンテナ番号に入力がある場合は、以下の処理を行う。ただし、仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われていない場合を除く。

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報ＤＢが存在しない場合は、コンテナ情報ＤＢを作成する。

②入力されたＢ／Ｌ番号を登録する。

③Ｂ／Ｌ件数を加算する。

④入力されたコンテナ情報を登録する。

⑤卸コンテナ自動抽出対象外識別に「Ａ」が入力された場合は、卸コンテナ情報登録処理において自動抽出しない。

（７）仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢ処理

コンテナ情報ＤＢに仮陸揚空コンテナとして登録されている場合で、前港のＣＣＬ業務が行われていない場合は、入力されたコンテナ番号に対する仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢを作成し、入力されたコンテナ情報を登録する。

（８）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（９）注意喚起メッセージ出力処理

①入力された最終仕向地コードまたは荷渡地コードの３桁目から３文字分を「ＺＺＺ」に変換（バスケットコードに変換）して処理を行った場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。コード変換処理の詳細については「入力項目表」を参照。

②出港前報告情報不一致判定処理において、出港前報告未済または出港日時報告未済と判定した場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に併せて出力する。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 到着即時申告予定コンテナ情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）コンテナ貨物である  （２）当該貨物に到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされている  （３）コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」以外が入力されている | ＣＹ |

７．特記事項

（１）出港前報告未済または出港日時報告未済の注意喚起メッセージ（前述５．－（８）－②）について

ＥＤＩＦＡＣＴにおけるマルチＢ／Ｌ電文の場合は、Ｂ／Ｌに関連する全てのコンテナのタイプコードが「ＰＬ」の場合であっても、注意喚起メッセージを出力する。

（２）仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナに対して、前港のＣＣＬ業務が行われる前に本業務が行われた場合、入力されたコンテナ情報は仮陸揚空コンテナ次港情報ＤＢに登録する。

この場合、コンテナ情報ＤＢの前港情報から次港情報への切り替えは、前港のＣＣＬ業務または次港の「船卸確認登録（個別）（ＰＫＫ）」業務または「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務において行うため、これらの業務が行われる前に「コンテナ情報照会（ＩＣＮ）」業務または「積荷目録状況照会（ＩＭＩ）」業務が行われた場合は、前港情報として抽出または照会されるため留意する必要がある。